

令和3年度 第1回 埼玉支部評議会 議事概要

開 催 日	令和3年5月11日
開 催 場 所	議論に関する書類等を配布し書面審議により開催（5月11日付で書面審議による開催通知及び関連資料を送付。5月26日までに意見・質問を書面で提出していただくよう依頼し、いただいた意見等に対して書面で事務局より回答）
出席評議員	石井評議員、遠藤評議員、萱場評議員、甲原評議員、小林評議員、齋藤評議員、須藤評議員、原評議員、牧評議員 (五十音順)
議 題	<p>1. 報告事項</p> <p>① 令和2年度埼玉支部事業計画実施状況について</p> <p>② 健康経営推進の取組みについて</p> <p>③ 第2期埼玉支部データヘルス計画の実施状況について</p> <p>④ 令和3年度埼玉支部事業計画について</p> <p>⑤ 埼玉支部の今後の基本的な運営方針</p>

議 事 概 要	
<p>評議員からの意見、質問及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。</p> <p>① 令和2年度埼玉支部事業計画実施状況について</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(学識経験者)</p> <p>“一体型リーフレット”とは何か。</p> <p>(事務局)</p> <p>本部が作成しているA3二つ折りの「健康保険限度額適用認定申請書」のこと。提出用の申請書と、記入例、制度の説明等が掲載されており、申請者が見てわかりやすいようなリーフレットとなっており、入院患者様などが高額な医療費負担が見込まれる場合に、高額療養費の手続きの案内をしていただくため、医療機関に設置依頼をしているものとなる。</p> <p>(学識経験者)</p> <p>保険証資格喪失後1ヵ月以内の回収率が前年より下がっている。コロナの影響で保険証催告も縮小している状況だが、労働局（ハローワーク）との連携以外に回収率をアップさせる方策はないものか。</p> <p>(事務局)</p> <p>保険証回収率を向上させる即効性のある方策は難しい状況だが、被保険者への保険証回収催告（文書・電話）と事業所への退職時の保険証回収徹底に向けた周知を確実に実施し、回収率の向上に結び付けたいと考えている。</p> </div>	

具体的には、文書催告は日本年金機構における加入者（被保険者）の資格喪失処理後1ヶ月以内に2度実施致している。電話催告として、事業主様が退職者より保険証を回収できない場合に資格喪失届に添付いただく「被保険者証回収不能届」を活用し、記載された被保険者の連絡先（電話番号）へ必要に応じ電話催告を実施する。保険証回収に向けた周知としては、本部より提供される未回収事業所データ等から保険証未返納者や返納催告状の対象者が多い事業所を抽出し、資格喪失届の速やかな届出や資格喪失届への保険証添付の徹底、また退職後の保険証使用は不正使用となること等について、様々な機会を捉え積極的に周知等を実施する。

そして、日本年金機構、埼玉県社会保険労務士会等関係団体と協力、連携を強化し、保険証回収ならびに被保険者証未返納による新たな債権の発生防止に繋がりたいと思う。

（事業主代表）

コロナ禍における事業実施に苦慮されたことと思うが、創意工夫での実施が見受けられた。

（事務局）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年4月には、緊急事態宣言が発出され、手探りの状況下での事業実施となった。緊急事態宣言期間中には、支部職員の出勤を調整する等、感染症拡大防止の対策を取りながら業務を進めることとなったが、その中でも、傷病手当金の支払い等、加入者の生活に直結するようなものについては、感染拡大前と同じように遅れることなく対応することができた。

また、令和2年11月には、当初の計画から規模を縮小の上、感染症対策を徹底し、健康経営セミナーを開催した。集団健診や市町村とのがん検診の同時実施等についても、密を避けるなどの感染症対策を取りながら、実施することができた。

（学識経験者）

ジェネリック医薬品の使用促進が鈍化傾向だ。コロナの影響で医療機関への訪問ができていないからか。

（事務局）

医療機関への訪問によるジェネリック医薬品の使用促進については、一定の効果があったところだが、ご指摘の今回の鈍化傾向については、複数の要因があったものと考えている。

まず、例年の傾向として、ボリュームの大きい保湿剤の影響を受けて、12月から1月にかけて使用割合が伸び、2月からは伸びにくい傾向となる。特に、現在は、使用割合も高い水準となっており、伸びにくくなる傾向も強いと考えられる。また、令和2年6月には、比較的数量インパクトのあるジェネリック医薬品が薬価収載されて、使用割合の計算の分母が増加し、収載直後の7月は使用割合が一時的に下がったが、その後、それらのジェネリック医薬品が使用されるにつれて使用割合も伸びた。

これらの要因が最近の傾向に表れていると考えている。

(学識経験者)

広報の有効活用で、デジタルサイネージ広報、電車内中吊り広告、ディスプレイ広告等の効果は具体的にどう評価しているのか。

(事務局)

令和2年11月から12月にかけて、若年層の子供を持つ家族を対象にSNS等や医療機関におけるデジタルサイネージによる広報を実施した。その後、広報実施事業者が行ったWebアンケート調査によると、広報の認知率は約2割となった。この数値は、Web広報としては一般的な数値となるが、動画認知者のうち「ジェネリック医薬品について実際に相談した」「実際に処方してもらった」という態度変容が3割前後と比較的高いスコアを獲得することができた。

(事業主代表)

P5に記載のサテライト窓口の閉鎖については、来訪者の減少化傾向からやむを得ないものと理解できるが、利用者に対してその周知を万全に期していただきたい。

(事務局)

以下のとおり広報を行っている。

- ・ポスター掲示（埼玉支部・各年金事務所）
- ・リーフレットの配布（窓口来訪者へ配布）
- ・広報誌（埼玉だより・健康保険委員だより・社労士会会報・社会保険さいたま）
- ・DM送付（日雇保険加入者・日雇保険事業所）
- ・ホームページ・メールマガジン
- ・関係団体（社労士会・社保協会・市町村 他）

(学識経験者)

窓口体制の適正化によって、浦和サテライト窓口を閉鎖、電話対応体制の見直しを図ったが、その後、円滑に対処できているか。

(事務局)

浦和年金事務所窓口閉鎖については、大きなトラブルもなく現在に至る。また、電話対応については、お客様満足度調査やアンケート調査の結果を踏まえ研修等を行いスキルの向上に努めている。

② 健康経営推進の取組みについて

(学識経験者)

県内における健康経営認定事業所はまだまだ少ない。今後3年、5年単位での認定数の目安は。

(事務局)

ご指摘のとおり、健康経営の認定企業数は現在300社と多くはない。令和3年度以降、健康経営の質を高めることを目指し、第2期埼玉支部データヘルス計画では、令和5年度末までに、健康経営の認定企業数を500社と大幅に増加させることを目標としている。

なお、令和3年度の健康経営セミナーも、健康経営の質の向上を図る観点等から、健康経営実践企業による意見交換会という形に開催方法を見直し、実施する予定。

(学識経験者)

健康経営に着手したくても手が回らない、何からやっていいのかわからない、といった中小企業が多い。自走するために伴走できる支援体制をもっと充実させるべきではないか。

(事務局)

現在、健康経営に取り組む企業のフォローとして、健康経営アドバイザーの資格を有した職員等が事業所を訪問し、健康経営の取組方法や、協会けんぽ及び関係団体のサポート内容について説明を行っている。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響から、訪問を控えているため、電話等でのフォローを行っている。

なお、訪問・説明の際は、自社の従業員の健康状態を可視化した「健康経営サポートカルテ」や具体的な実践方法や実践する際に活用できるサポート内容を記載した「健康経営推進の手引き」、埼玉県が作成した「埼玉県健康経営実践事業所取組事例集」を提供し、自社の従業員の健康づくりの取組みに活用をしてもらっている。

さらに、健康経営埼玉推進協議会による健康経営セミナーの開催や推進協議会の協力事業者として参画している民間企業によるフォローアップも行っているが、今後についても、動画やホームページ等も活用し、健康経営に取り組む企業のフォローアップを強化していきたいと考えている。

(学識経験者)

協会けんぽの健康宣言企業、認定企業が埼玉県やさいたま市の認定制度にも手続きをしているがすべてではない。どうあっせんしているのか。また、両方で認定を受けると企業側にメリットがある仕組みができれば、さらに奨励しやすいのではないか。

(事務局)

協会けんぽに宣言をした企業の中で、埼玉県の認定制度を取得していない企業には、埼玉県の認定制度の案内を行っている。逆に、埼玉県の認定を受けた企業には、埼玉県が協会けんぽの健康宣言について案内を行っている。

また、さいたま市の認定制度を取得する際には、国、埼玉県、保険者（協会けんぽ）のいずれかの認定を取得していることが要件となっている。

両方（協会けんぽと埼玉県又はさいたま市）で認定を受けた場合の「メリットのある仕組み」とすることについてのご提案は、今後の検討課題とさせていただければと思う。

③ 令第2期埼玉支部データヘルス計画の実施状況について

（学識経験者）

県内は事業所が多い等の背景もあり、健診受診率が低い。事業所と連携した有効的な施策が喫緊の課題だが、短期でそれらを上昇カーブにしていくのは困難だと感じた。

（事務局）

埼玉支部は令和2年度も様々な健診受診勧奨事業を実施しているところだが、ご指摘のとおり健診受診率の急上昇は難しいところとなる。

埼玉支部は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果データ取得に注力しているため、取得件数が全国と比較して高位にある。引き続き、事業主様へ定期健康診断結果データをご提供いただくため、支部職員による電話・訪問勧奨や外部事業者を活用した文書・電話勧奨を中心に健診実施率の向上に努めていきたい。

（事業主代表）

健康経営（コラボヘルス）の推進のうち、見え消し部分のP1「健康宣言企業を1,000社とする」、P4「健康優良企業認定数を1,000社とする」とは同様な内容を指しているのか。また、削除する理由は何か。

（学識経験者）

認定企業で、新雪運輸様が35、36、105と3回挙がっているが、事業所が異なるのか。

（事務局）

同一の事業所となるが、営業所ごとに社会保険に加入しており、それぞれが認定企業として登録されている。

④ 令和3年度埼玉支部事業計画について

（学識経験者）

コロナ禍でも成果が上げられる施策がどれだけあるかが鍵。コロナの影響を受けた1年の経験を踏まえ、制限がある中でも目標に近づけられる計画であってほしい。特に、事業所が健康経営に容易に取り組める環境整備にも力を注いでほしい。

（事務局）

事業計画については、新型コロナウイルス感染症の影響を前提としてはいない。新型コロナ

ナウイス感染症の影響を受けて中止せざるを得ないような事業もあったが、昨年1年間の新型コロナウイルス感染症の対応により、オンラインによる会議や研修、セミナー動画の配信、及び健診会場での感染症対策等、様々な経験も蓄積されており、令和3年度の事業計画の目標を達成できるよう活かしていきたい。

また、ご指摘のとおり、コロナ禍では、思い通りに健康経営に取り組むことができないといった企業もあるかと思うので、動画やホームページの活用等、コロナ禍においても機能するフォローアップ体制をしっかりと整えることで対応していきたいと思う。

⑤ 埼玉支部の今後の基本的な運営方針

(被保険者代表)

マイナンバーカードの保険証利用について、協会けんぽのスタンスは。

(事務局)

マイナンバーカードの保険証利用については、令和3年10月に本格運用が開始される方針となったが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が円滑に実施されるようになれば、医療機関等は最新の資格情報（資格の得喪記録や適用区分等）をオンラインで確認することが可能となる。

マイナンバーカードの保険証利用については、加入者や医療機関の利便性向上だけでなく、協会けんぽの債権発生要因の大半を占める資格喪失後受診の減少等にもつながり、業務の効率化等も期待できることから、引き続き加入者に対して積極的に活用するよう広報を行っていきたいと考えている。

特記事項

・次回は7月14日（水）に開催予定。